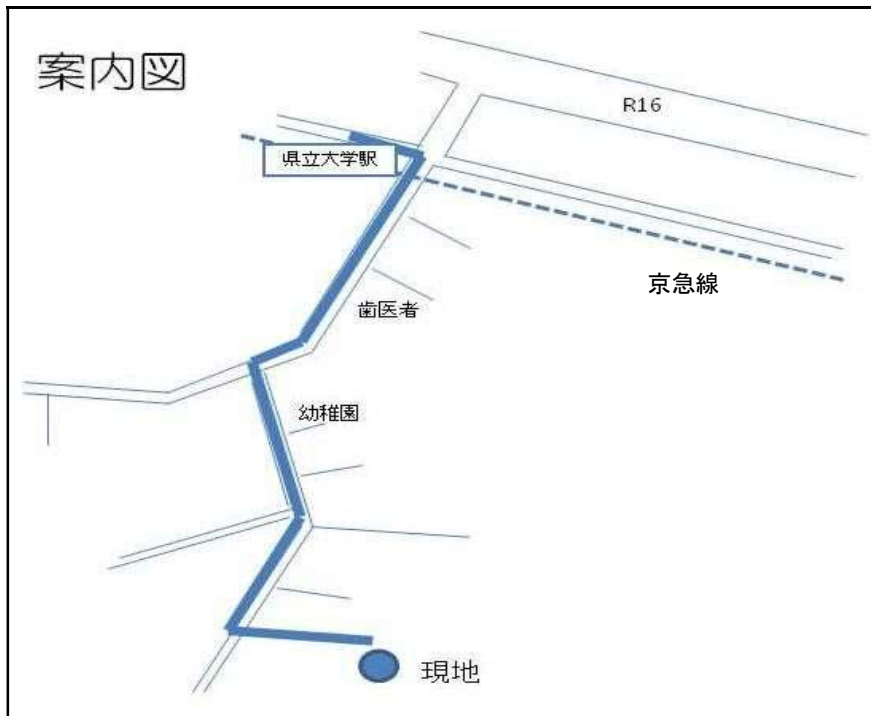


先着順売却のご案内

富士見配水タンク跡地 536.24 m<sup>2</sup>

最低売却価格 4,970,000 円

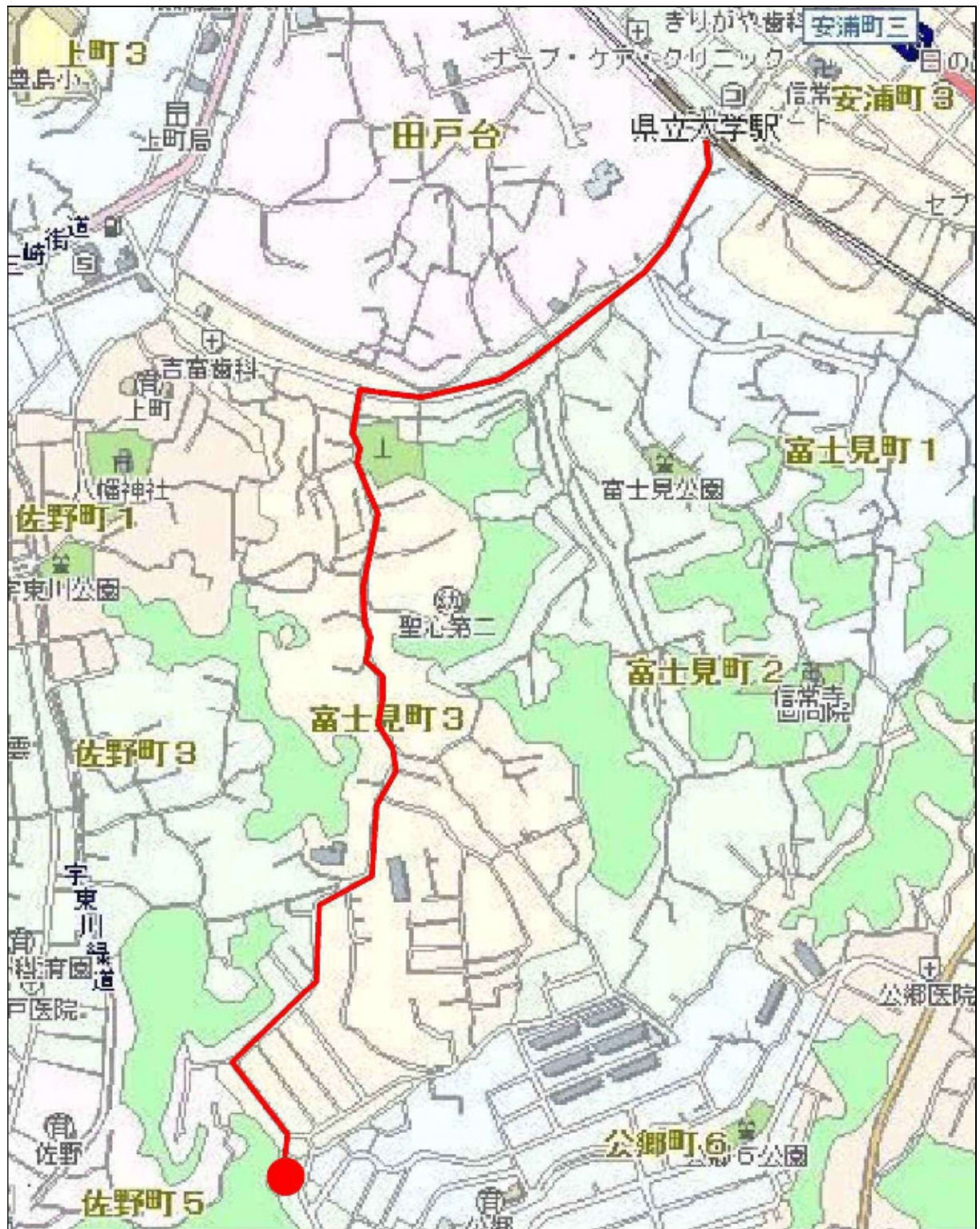


売主：横須賀市上下水道局（用地管理課 TEL046-822-8384）  
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市上下水道局 売却情報で検索

<http://www.water.yokosuka.kanagawa.jp/sell/index.html>

# 広域案内図





縮尺 1/250

富士見町三丁目

平面図

私道(位置指定道路)

横須賀市

佐野町五丁目

32-26

32-1

32-7  
横須賀市

賀市

佐野町五丁目

S0025-00

S0023-00

S0009-00

S0011-00

00

-1

S0019-00

号線

T-B

S0003-00

S0005-00

S0007-00

S0013-00

S0015-00

S0017-00

S0018-00

S0019-00

市道(未整備)

市道(未整備)

市道(未整備)

市道(未整備)

市道(未整備)

41-120

横須賀市

富士見町三

残置管  
φ150SP L=19.5m DP=1.0~2.2m

残置管  
φ250SP L=16.2m DP=1.0~2.0m

残置管  
φ200SP L=13.5m DP=1.0~2.0m

佐野町五丁目

32-3

横須賀市

公郷町三丁目

60-98

コンクリート残置構造物

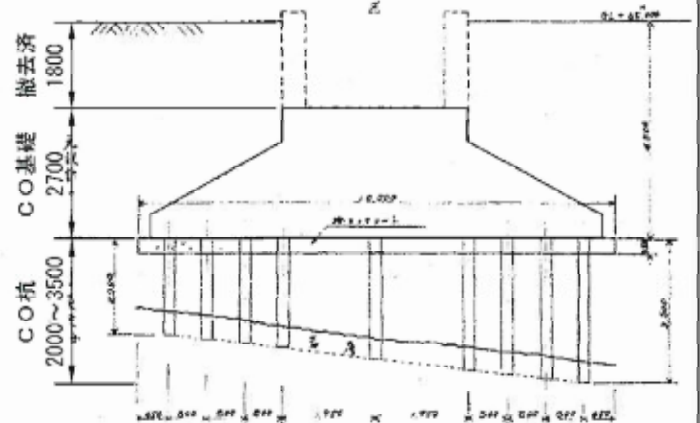
コンクリート基礎

直径9.5m 深さ1.5m~4.5m

コンクリート杭 約90本

直径250mm 深さ4.5~8.0m

コンクリート残置構造物断面図



<b>物件調書</b>	<b>最低売却価格 4,970,000 円</b>	契約保証金 497,000 円（契約書 B の場合）
-------------	---------------------------	----------------------------

所在（地番）	敷地：佐野町5丁目32番7 雑種地（公簿502㎡） 取付路：富士見町3丁目41番118 雑種地（公簿33㎡）		実測	536.24㎡
住居表示	未実施	形状	平面図のとおり	
接面道路の幅員及び構造	北側：舗装私道（位置指定道路幅員約6m）に取付路2.13mが接面 東側：未整備市道1086号（幅員約1.9m）に敷地宅盤下（高低差約2m）26.9mが接面			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他	土砂災害警戒区域、宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制第2種禁止地域		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	有	負担の内容	掘削等工事は土地所有者の承諾が必要
	道路後退の有無	無	負担の内容	—
その他の負担等	下水道事業受益者負担金	納付額 68,129 円（公共下水道排水区域）		
供給処理施設の様況	種別	事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力株式会社 神奈川カスタマーセンター	0120-995-775
	上水道	可	横須賀市上下水道局給排水課	046-822-8625
	下水道	可		046-822-8626
都市ガス	無	—	—	
交通機関	京急本線「県立大学」駅約1.5km（徒歩約18分）			
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の一部、取付路の法面擁壁下に、廃止水道管（SP200mm約13.5m、SP250mm約16.2m、SP150mm約19.5m）が未撤去で埋設残置されています。</li> <li>敷地中央にタンク基礎構造物が未撤去で埋設残置されています。</li> <li>前面私道から取付路（幅員約2m、延長約17m）を介して敷地に至ります。取付路には、2か所に階段（5段、10段）が設置されています。</li> <li>前面私道は位置指定道路に指定されており、建築基準法上の接道扱いになりますが、共有持分を有していないため、掘削等を行う際は土地所有者の承諾が必要です。</li> <li>敷地への給排水接続用として、取付路入口に給水管25mm、排水管150mm、雨水枡が設置されています。</li> <li>水道の給水圧が低いため、敷地への給水にはポンプ等の補助設備が必要です。</li> <li>敷地および隣地への給電のため、取付路入口付近の私道上および取付路内に電柱、それらを經由する架空線が敷設されています。</li> <li>隣接法面の立木の枝が越境しています。</li> <li>建築または造成を行うためには、横須賀市建築基準条例第5条に基づき、がけの安全対策が必要になります。</li> </ul>			

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

## 【先着順売却】のあらまし

### 1. 申込受付

- 期間：平成30年8月1日（水）～平成31年1月31日（木）  
平日午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）
- 場所：横須賀市上下水道局用地管理課  
（横須賀市小川町11番地 横須賀市役所1号館8階4番窓口）
  - 必要書類を持参してください。



### 2. 契約締結

- 売却決定後、1ヶ月以内に契約してください。  
A・Bの支払方法を選択できます。
  - A：一括払い契約（契約時に全額を納付します。）
  - B：保証金払い契約（契約時に契約保証金を納め、30日以内に残額を納付します。）
- 登記手続は、上下水道局が行います。
  - 契約費用（登録免許税等）をご負担ください。



### 3. 所有権移転・引渡し・登記

- 所有権移転・引渡し  
売買代金が完納されたときに所有権移転し、同時に現状有姿で物件を引渡します。
- 登記手続  
上下水道局が行います。登記費用（登録免許税）をご負担ください。

## 1 申込資格

---

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。資格確認のため、警察等関係機関に照会することをご了承ください。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

ア 成年被後見人

イ 被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 破産者で復権を得ていない者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者（法人の場合、役員等を含みます。）

## 2 申込受付

---

(1) 先着の有無を事前に電話確認（046-822-8384）のうえ、お越してください。

■ 申込期間 平成30年8月1日（水）～平成31年1月31日（木）

平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

■ 受付場所 横須賀市役所1号館8階4番窓口

横須賀市上下水道局経営部用地管理課（横須賀市小川町11番地）

※ 同着の場合について

各日の受付開始前（午前・午後とも）に複数の申込希望者がお待ちの場合、又は同時に来場された場合は同着とし、くじ引きで申込者を決定します。

(2) 下記書類を持参してください。

必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添えて申込みください。

「普通財産譲渡申請書」（別添）

誓約書（別添）

印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

登記事項証明書（個人の場合は住民票、発行日から3か月以内のもの）

役員名簿（別添、個人の場合は不要）

※ ご本人以外の方の持参でも、書類に不備がなければ委任状不要で申込みを受付けます。

※ 共有名義での購入は、共有者全員の申込書と添付書類を添えてください。

※ 提出書類はお返ししません。

### **3 契約の締結**

---

売却決定通知の発送日から1ヶ月以内に契約を締結してください。期限内にご契約されない場合、売却決定は効力を失います。

次の支払方法のどちらかを選択してください。

(1) [一括払い] 別紙：契約書A参照

契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法

- ・ 契約日に売買代金の全額を納付してください。

(2) [保証金払い] 別紙：契約書B参照

契約時に契約保証金（売買代金の10%相当額・円未満切り上げ）を支払い、残額を契約後30日以内に納付します。

- ・ 契約日に契約保証金を納付してください。
- ・ 納付期限までに売買代金の残額が支払われなかった場合、契約保証金は、上下水道局に帰属することになりますのでご注意ください。
- ・ 契約保証金は、預かり期間の利息を付しません。
- ・ 売買代金の残額は、分割納付できません。

### **4 所有権移転**

---

(1) 売買代金完納時に所有権が移転し、現状有姿（現状のまま）で物件を引渡します。

(2) 所有権移転登記手続は、売買代金完納後に上下水道局が行います。所有権移転登記が完了次第、購入者に登記識別情報通知をお渡しします。

(3) 契約費用（売買契約書に貼る印紙、登録免許税等）は、購入者の負担となります。

(4) 金融機関の抵当権設定登記を所有権移転登記と同時に行う場合は、事前にご相談ください。

(5) 共有名義での売買契約は、共有名義で所有権移転登記を行います。

(6) 申込者は、所有権移転登記前に当物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(7) 物件取得に伴う不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。

### **5 注意事項**

---

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままとしますので、必ずご自身で、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

(2) 門扉が施錠されていますので、内覧を希望する方は、ご連絡ください。

(3) 測量図等の参考資料は、希望者にお渡ししていますのでお問い合わせください。

(4) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場

合は、買受人側で行っていただきます。

- (5) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は買受人側で行っていただきます。
- (6) この案内書に定めのない事項については、横須賀市の契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- (7) 予告なく売却中止、内容変更をする場合があります。
- (8) 申込者は本書の記載事項を了知しているものとみなします。



## 土地売買契約書(A)

売出人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金及び支払方法）

第2条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金を本契約締結後、直ちに甲の発行する納入通知書により、横須賀市上下水道局指定金融機関に納付する。

（所有権移転）

売買土地の所有権の移転は、乙が売買代金を完納したときとする。

（登記）

第4条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第5条 売買土地の引き渡しは、所有権移転登記完了をもって、その時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第6条 乙は、本契約締結後、売買土地に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除できない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、第8条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第7条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。

3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第8条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金〈売買代金の10/100〉円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。

2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない。

3 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

4 甲は、第1項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第10条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。

2 甲は、第9条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第12条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

第13条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第 16 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市  
横須賀市上下水道事業管理者  
上下水道局長 長 島 洋

印

乙 〈申込者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
佐野町 5 丁目	32 番 7	雑種地	502 m <sup>2</sup>	536.24 m <sup>2</sup>
富士見町 3 丁目	41 番 118	雑種地	33 m <sup>2</sup>	

## 土地売買契約書(B)

売出人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〈売買代金の10/100〉円を甲の発行する納入通知書により横須賀市上下水道局指定金融機関に納付する。

2 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 乙が第4条に定める売買代金を納付しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〈売買代金－契約保証金額〉円を、甲の発行する納入通知書により、契約日から30日以内に横須賀市上下水道局指定金融機関に納入する。

（所有権移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付した時に乙に移転する。

（登記）

第6条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を囑託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第7条 売買土地の引き渡しは、所有権移転登記完了をもって、その時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、売買物件が本契約締結後、引渡しまでの間に甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（瑕疵担保）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただ

し、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、第 7 条に定める引渡しの日から 2 年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第 10 条 乙は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。

3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第 2 項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

（違約金）

第 11 条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の 10/100）円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第 15 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

（契約解除）

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。

2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない。

3 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

4 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

（原状回復）

第 14 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第 1 項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当



する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。

2 甲は、第12条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第16条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

第17条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第20条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地  
横須賀市  
横須賀市上下水道事業管理者  
上下水道局長 長 島 洋

印

乙 〈申込者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
佐野町5丁目	32番7	雑種地	502 m <sup>2</sup>	536.24 m <sup>2</sup>
富士見町3丁目	41番118	雑種地	33 m <sup>2</sup>	

普通財産譲渡（交換）申請書

		平成 年( 年) 月 日
		横須賀市上下水道事業管理者 様
申請者		(印)
申請区分		<input checked="" type="checkbox"/> 売 払 <input type="checkbox"/> 交 換 <input type="checkbox"/> 無 償 譲 渡
申請者	住 所	
	氏 名	電話 (      )
普通財産	所 在	佐野町5丁目32番7 富士見町3丁目41番118
	地目(構造・種類)	雑種地(佐野町5丁目32番7) 雑種地(富士見町3丁目41番118)
	地積(面積・数量)	公簿502㎡(佐野町5丁目32番7) 公簿 33㎡ (富士見町3丁目41番118)
申請者所有物件	所 在	—
	地目(構造・種類)	—
	地積(面積・数量)	—
売払・交換・無償譲渡の理由		—
売 払 希 望 価 格		4,970,000 円
交 換 条 件		—
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 個人: 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 <input type="checkbox"/> 法人: 誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書・(現在事項証明書)・役員名簿
(事務処理欄)		
希望する契約方法を選択してチェックしてください。  <input type="checkbox"/> 一括払い用 <input type="checkbox"/> 保証金払い用		

# 誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

私(共有名義での申込みの場合、共有申込者を含む。)は、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する成年被後見人、被保佐人、被補助人、又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者、破産者で復権を得ていない者、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者ではありません。

## 【申込者】

住 所 (所在地)	(〒 - )
電話 番 号	— — (担当者 )
(フリガナ) 氏 名 (名称等)	印

申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。

【法人用】

(あて先)横須賀市上下水道事業管理者

# 役員名簿

所在地	
名称等 及び 代表者名	印

※登録印を押印してください。

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	
	( )	T S H 年 月 日	男・女	